

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用支援センター助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二條の五第一項に規定する障害者雇用支援センター助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 施行規則第二十二條の五第一項第一号に該当する障害者雇用支援センターに対して支給する助成金 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した施行規則第二十二條の五第一項第一号に規定する自立支援業務（以下「自立支援業務」という。）を行うための施設又は設備の設置、整備又は更新に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額（その額が二億円を超えるときは、二億円） （第二号 略）	第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二條の五第一項に規定する障害者雇用支援センター助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 施行規則第二十二條の五第一項第一号に該当する障害者雇用支援センターに対して支給する助成金 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した施行規則第二十二條の五第一項第一号に規定する自立支援業務（以下「自立支援業務」という。）を行うための施設又は設備の設置又は整備に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額（その額が二億円を超えるときは、二億円） （第二号 略）